

大野城市地域防災計画

[震災対策編]

令和7年2月修正

大野城市防災会議

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 市の概況
- 第3節 災害の想定
- 第4節 防災機関の業務大綱
- 第5節 市民・事業所の責務

総則は、地域防災計画の目的、市域の災害に関する概況、被害想定、防災ビジョン、防災業務に関する機関と役割、市民・事業所の責務について明らかにするものである。

第3節 災害の想定

第1 災害履歴

市制施行以来、本市に被害をもたらした主な地震災害については、近年では平成17年の福岡県西方沖地震災害が発生している。その概況は以下に示すとおりである。

■本市の災害履歴

災害名	災害の状況	被害の状況
福岡県西方沖地震災害	平成17年3月20日10時53分博多湾沖を震源とする福岡県西方沖地震(M7.0 震度6弱)が発生した。 本市では、震度5弱を記録し、4月20日6時11分には震度5弱の余震が発生している。	市内では、軽症1人、屋根瓦や壁面の一部損壊等153件、余震では、軽症2人、屋根瓦や壁面の一部損壊等95件が発生した。

出典：広報「大野城」及びり災記録等

第2 被害の想定

1. 福岡県における想定地震

県内において存在が確認されている活断層は、「小倉東断層」、「西山断層帯」、「警固断層帯」、「水縄断層帯」、「福智山断層帯」、「宇美断層」、「日向峠—小笠木峠断層帯」の7つの断層がある。

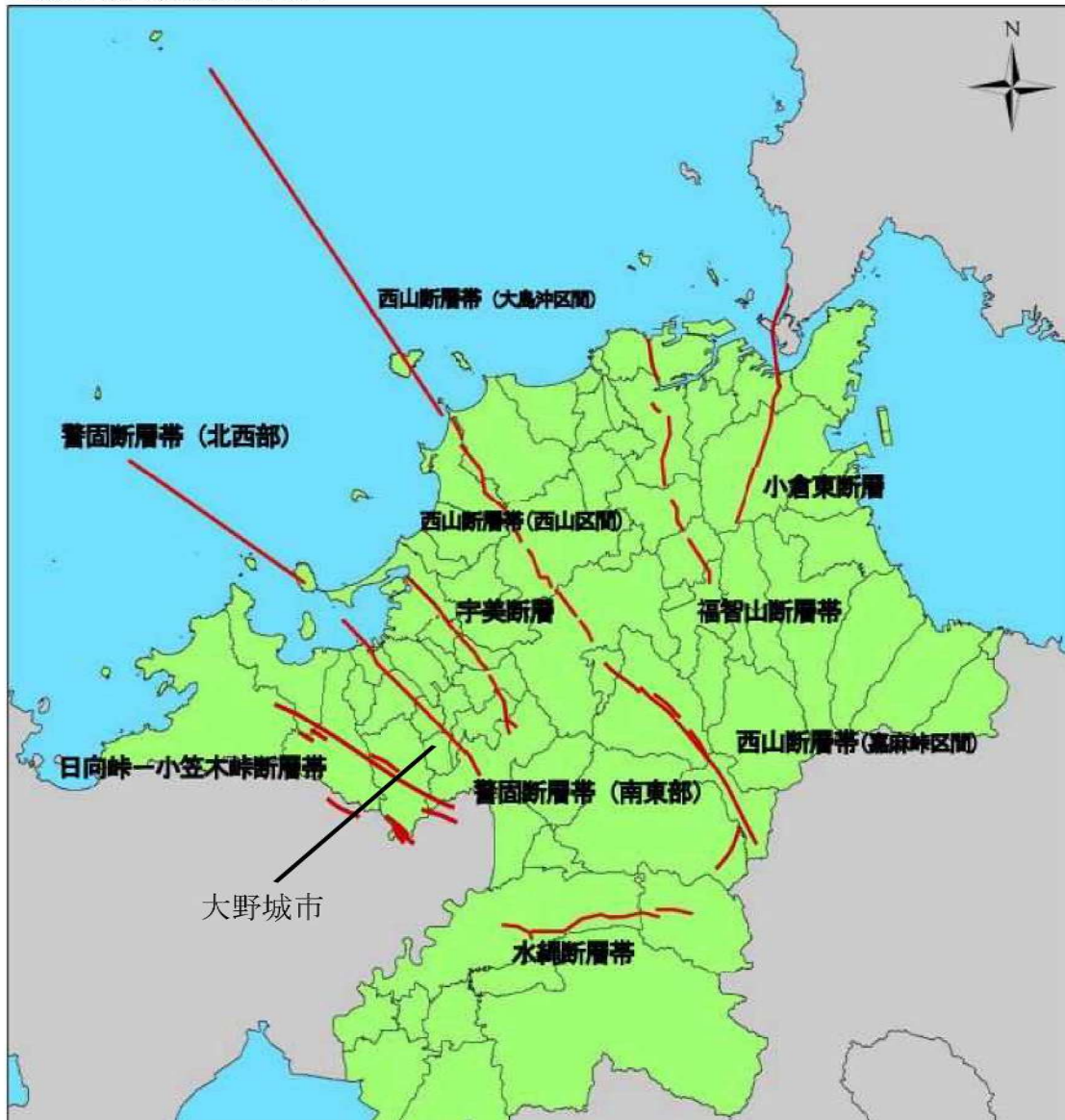
福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24年3月）」（以下、「県地震アセス報告書」という。）では、これらのうち、特に人口が集中する県内主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される4断層（①小倉東断層、②西山断層帯、③警固断層帯、④水縄断層帯）について、地震による被害予測を行っている。

これら4つの断層のうち、断層の配置等から本市に甚大な被害をもたらすのは警固断層帯であると推定される。この警固断層帯南東部の想定地震モデルとして、県地震アセス報告書では、本市に関する警固断層帯の想定地震モデルを、福岡県西方沖地震の震源より南東部の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけての部分とし、震源断層の長さ27km、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）、地震の規模をマグニチュード7.2と想定している。

今回の想定では、能登半島地震（平成19年3月25日 マグニチュード6.9）、新潟県中越地震（平成19年7月16日 マグニチュード6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日 マグニチュード7.2）等、内陸の活断層を震源として発生する地震が続いたこと、いずれも前回アセスメント調査の想定規模（マグニチュード6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日 マグニチュード9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることを踏まえ、改めて想定地震規模を見直ししている。

なお、警固断層帯については、福岡県西方沖地震の発生に伴い切迫性が高まっていると考えられることから、福岡県西方沖地震で活動したと考えられる北西部と南東部に分けてモデルを想定している。

■想定地震の震源断層分布図



出典：福岡県地域防災計画（令和5年3月修正）に一部加筆

2. 本市における被害想定

地震災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

前述のとおり、福岡県では、断層別に想定地震モデルを設定し、被害予測を行っている。本市における被害想定の結果は以下に示すとおりである。

なお、被害予測に当たっては、それぞれの断層に対して3つの破壊開始地点を設定し、それぞれ事項について予測値を算定しているが、ここでは最大値を記載している。

■本市における被害想定

事 項		想 定 地 震					
		小倉東 M6.9	西 山 M7.3	警 固 M7.2	水 縄 M7.2	基盤地震動 — 定 M6.9	
建 物 倒 壊	全建物被害想定結果 ※総棟数 24,056 棟 【被害棟数()内は被災率:%】	全壊 ・大破	0 (0.0)	72 (0.2)	577 (2.4)	15 (0.1)	82 (0.3)
		半壊 ・中破	0 (0.0)	154 (0.6)	432 (1.8)	48 (0.2)	168 (0.7)
	木造建物被害想定結果 ※総棟数 16,136 棟 【被害棟数()内は被災率:%】	全壊	0 (0.0)	30 (0.2)	439 (2.7)	2 (0.0)	39 (0.2)
		半壊	0 (0.0)	97 (0.6)	338 (2.1)	13 (0.1)	109 (0.7)
	非木造建物被害想定結果 ※総棟数 7,920 棟 【被害棟数()内は被災率:%】	全壊 大破	0 (0.0)	42 (0.5)	138 (1.7)	13 (0.2)	43 (0.5)
		半壊 中破	1 (0.0)	57 (0.7)	94 (1.2)	35 (0.4)	59 (0.7)
ラ イ フ ラ イ ン	上水道管被害想定結果 【被害箇所数()内は被害率:箇所/km】	0 (0.00)	49 (0.11)	215 (0.49)	21 (0.05)	67 (0.15)	
	下水道管被害想定結果 【被害箇所数()内は被害率:箇所/km】	0 (0.00)	12 (0.03)	108 (0.26)	1 (0.00)	16 (0.04)	
	都市ガス管被害想定結果 【被害箇所数()内は被害率:箇所/km】	0 (0.00)	1 (0.02)	9 (0.14)	0 (0.00)	1 (0.02)	
	電柱被害想定結果 【被害箇所数()内は被害率:%】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.20)	1 (0.02)	3 (0.05)	
	電話柱被害想定結果 【被害箇所数()内は被害率:%】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.21)	0 (0.00)	3 (0.05)	
火 災 【被害箇所数】	全 出 火	0	1	4	0	1	
	炎 上 出 火	0	0	2	0	0	
	消 火	0	0	2	0	0	
	延 焼	0	0	0	0	0	
	焼 失	0	0	0	0	0	
人 的 被 害 【人数】	死者数	0	5	4243	1	6	
	負傷者数	0	260	909	102	281	
	要救出現場数	0	29	231	6	33	
	要救出者数	0	50	398	10	57	
	要後方医療搬送者数	0	26	91	10	28	
	避難者数	0	286	2,293	60	326	
災 害 時 要 救 援 者 想 定 【人数】	食料供給対象人口	0	20,915	91,769	8,964	28,598	
	給水対象世帯	0	8,573	37,617	3,674	11,723	
	生活物資供給対象人口	0	286	2,293	60	326	

出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）に一部加筆

第3節 災害の想定

福岡県による被害想定結果をもとに、本市のコミュニティ及び行政区単位で被害想定を行った。

東コミュニティでは木造の全壊件数が市の木造全壊件数の約60%を占める274件と多いことがわかる。

また、非木造建物の大破件数に関しても、東コミュニティでは127件と、非木造の建物の大破件数の約90%を占め、負傷者数に関しても東コミュニティでは629人と、負傷者数全体の約70%を占めることがわかる。

以上のようにコミュニティ別に比較すると、東地区コミュニティでの被害が最も大きいことが想定される。

■本市における被害想定（コミュニティ・行政区別被害想定）

コミュニティ	行政区	木造全壊	木造半壊	非木造大破	非木造中破	急傾斜箇所	被害 斜面崩壊建物	炎上 出火	焼失 棟数	水道 被害数	下水 被害数	ガス 被害数	死者 数計	負傷 者数計	(全壊) 避難者 数
		棟	棟	棟	棟	箇所	棟	件	棟	箇所	箇所	箇所	人	人	人
南地区	牛額	24	35	1	5	12	0	大野城市全体で2件の炎上出火を想定	0	15	6	0	1	40	99
	若草	2	6	1	2	1	0		0	6	2	0	0	4	12
	平野台	2	4	0	1	4	1		0	5	2	0	2	3	8
	月の浦	1	1	0	0				0	7	3	0	0	2	4
	南ヶ丘1	0	1	0	1	2	0		0	12	4	1	0	1	0
	南ヶ丘2	2	5	0	1				0	6	3	0	0	3	8
	つつじヶ丘	1	1	0	0	2	0		0	7	1	0	0	2	4
中央地区	上大利	3	6	1	3				0	8	3	1	0	7	16
	下大利	4	6	0	1	1	0		0	4	2	1	0	6	16
	東大利	1	2	0	0				0	3	1	0	0	2	4
	下大利団地	0	1	0	0				0	1	1	0	0	0	0
	白木原	19	16	1	3				0	7	4	1	1	32	79
	瓦田	24	15	2	2				0	22	12	3	2	41	103
東地区	釜蓋	35	34	15	13				0	12	6	0	3	79	199
	井の口	45	22	19	8	1	1	0	4	2	0	5	100	255	
	中	25	28	9	12	3	1	0	18	10	0	3	53	135	
	乙金	43	31	16	10	5	0	0	10	5	0	4	92	234	
	乙金台	68	25	32	9			0	4	2	0	6	156	398	
	乙金東	22	24	13	10	7	4	0	6	3	0	7	56	139	
	大池	36	17	23	5			0	11	7	1	3	93	234	
北地区	上筒井	22	14	3	3			0	23	16	1	2	39	99	
	下筒井	6	3	0	0			0	4	3	0	0	9	24	
	山田	29	25	2	3			0	9	5	0	2	48	123	
	雑餉隈町	10	4	0	0			0	2	1	0	1	16	40	
	栄町	5	2	0	0			0	2	1	0	0	9	20	
	仲島	6	6	0	1			0	3	1	0	0	10	24	
	畑詰	4	4	0	1			0	4	2	0	0	6	16	
南地区コミュニティ		32	53	2	10	21	1	0	58	21	1	3	55	135	
中央地区コミュニティ		51	46	4	9	1	0	0	45	23	6	3	88	218	
東地区コミュニティ		274	181	127	67	16	6	0	65	35	1	31	629	1,594	
北地区コミュニティ		82	58	5	8	0	0	0	47	29	1	5	137	346	
合計		439	338	138	94	38	7	2	0	215	108	9	42	909	2,293

※ 福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）に示されているデータをもとに市で算出

※資料編 1-1 震度分布図（警固断層帯南東部M7.2）

※資料編 1-2 液状化危険度分布図（警固断層帯南東部M7.2）

また、県地震アセス報告書では、斜面崩壊の危険があるもののうち、県内で設定されている急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省・県所管）8,382か所について、斜面の崩壊危険度予測を行っている。

被害想定に当たっては、それぞれの断層に対して3つの破壊開始地点を設定し、危険度予測を行っているが、以下の表に示す本市における各活断層の斜面崩壊予測では、最大値を記載している。

■本市における4つの活断層ごとの斜面崩壊予測

事 項		想 定 地 震				
		小倉東 M6.9	西 山 M7.3	警 固 M7.2	水 縄 M7.2	基盤 地震動 一定 M6.9
斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】	危険度A	0	0	2	0	0
	危険度B	24	37	36	33 37	37
	危険度C	14	1	0	5 1	1
	被災建物	0	0	8	0	1

出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）

※危険度A：危険性は高い。危険度B：危険性はやや高い。危険度C：危険性は低い。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請・受入れ
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 要配慮者等対策
- 第8節 消防・救急・救助活動
- 第9節 医療・救護活動
- 第10節 交通対策・緊急輸送
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 生活環境の保全及び公衆衛生対策
- 第14節 遺体の収容・火葬等
- 第15節 公共施設等の応急対策
- 第16節 文教対策
- 第17節 二次災害の防止対策
- 第18節 警備対策

本章は、震災時に市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当、手順等の基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な災害が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

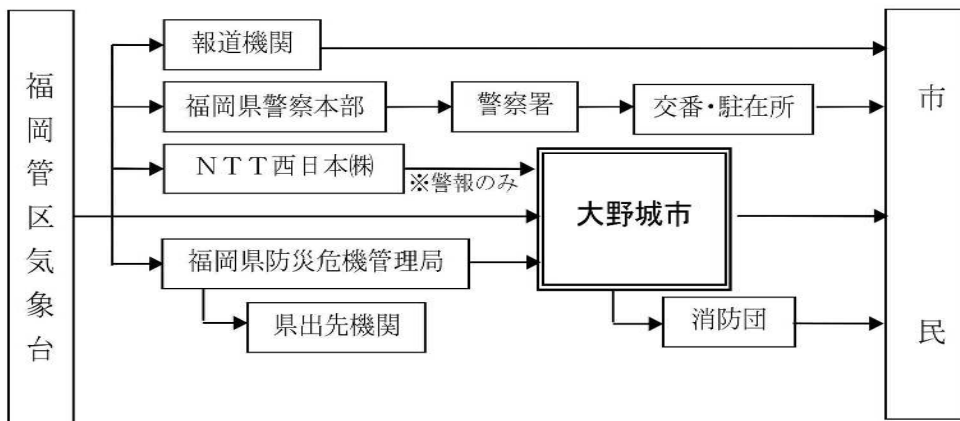
第1 地震関連情報の収集及び伝達

福岡管区气象台又は気象庁は、地震に関する情報を発表する。

本部班及び情報総括班は、地震を覚知した場合、地震の関連情報の収集を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

市民への周知については、下図の他に全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、エリアメール、インターネット等を活用し、適宜行うものとする。

■地震関連情報の伝達系統



種類	内容
緊急地震速報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 強い揺れの到着前に伝える予報・警報。緊急地震速報（警報）は、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上を予測した地震について、震度4以上、又は長周期地震動階級3以上を予測した地域に対して発表。また、緊急地震速報（予報）は、地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度3以上を予測した場合に発表。 ◆ 緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名*と地震の発生時刻を発表 ◆ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表 ◆ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 ※なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
緊急地震速報	震度速報（1分30秒）
地震情報	震源に関する情報
地震情報	震源・震度に関する情報（5分）

第2節 情報の収集・伝達

種 類	内 容
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆各地の震度に関する情報 ◆地震回数に関する情報 ◆推計震度分布図 ◆長周期地震動に関する観測情報 ◆遠地地震に関する情報

※資料編 2-10 震度と揺れ等の状況（概要）

第2 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防本部を含む）、警察官等に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他関係機関に通報しなければならない。

事 項	現 象
地象に関する事項	◆地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊のおそれがある堤防（河川・ため池）からの漏水

※資料編 2-13 異常現象発見時の通報の流れ

第12節 住宅対策

余震等による二次的な被害を防止するため、応急危険度判定士による危険度判定を実施するとともに、応急仮設住宅の建設や被災住宅の修理、空き家住宅の活用等必要な措置を講じる。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急危険度判定の実施	第1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)	⇒ 第2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)	
被災宅地危険度判定の実施	第3 被災宅地危険度判定士の確保 (建設対策班)	⇒ 第4 被災宅地危険度判定の実施 (建設対策班、被災宅地危険度判定士)	
応急仮設住宅の設置準備		第5-3 応急仮設住宅の需要把握 (財政調達班)	⇒ 第6-4 応急仮設住宅の入居者選定 (財政調達班)
応急仮設住宅の設置			第7-5 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第8-6 応急仮設住宅の建設 (財政調達班)
被災住宅の修理			第9-7 被災住宅の修理 (財政調達班)

第1 応急危険度判定士の確保

1. 応急危険度判定士の確保

財政調達班は、被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- ◆資格を有する職員を招集する。
- ◆市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ◆県、資格を有する関係団体及び大学等の研究機関へ派遣を要請する。

2. 窓口の設置

財政調達班は、応急危険度判定の実施窓口を設置し、応急危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立する。

- ◆受入れ判定士の名簿作成
- ◆担当区域の配分
- ◆判定基準資料の準備
- ◆判定ステッカーの準備
- ◆判定統一のための打ちあわせの実施

第2 応急危険度判定の実施

1. 判定作業の概要

- ◆判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(財)日本建築防災協会)に従い、目視にて行う。
- ◆判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカーに対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。
- ◆判定の内容は次のとおりである。

<input type="checkbox"/> 危険 (赤)	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
<input type="checkbox"/> 要注意 (黄)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
<input type="checkbox"/> 調査済 (緑)	建築物の損傷が少ない場合である。

2. 判定後の措置

財政調達班は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済(使用可)」、「要注意」、「危険」のステッカーを建築物入口等に貼付することで注意を促し、二次災害を防止する。

第3 被災宅地危険度判定士の確保

1. 被災宅地危険度判定士の確保

建設対策班は、被災宅地危険度判定士の有資格者を確保する。

- ◆資格を有する職員を招集する。
- ◆市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ◆県、資格を有する関係団体及び大学等の研究機関へ派遣を要請する。

2. 窓口の設置

建設対策班は、被災宅地危険度判定の実施窓口を設置し、被災宅地危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立する。

- ◆受入れ判定士の名簿作成
- ◆担当区域の配分
- ◆判定基準資料の準備
- ◆判定ステッカーの準備
- ◆判定統一のための打ちあわせの実施

第4 被災宅地危険度判定の実施

1. 判定作業の概要

- ◆判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に従い行う。
- ◆判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカーに対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。
- ◆判定の内容は次のとおりである。

□危険 (赤)	大規模な崩壊や地滑り、地盤の変動が認められ、立ち入ることが危険である。
□要注意 (黄)	多少の地盤の変動等は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
□調査済 (緑)	地盤への影響が少ない場合である。

2. 判定後の措置

建設対策班は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済（使用可）」、「要注意」、「危険」のステッカーを見えやすい場所に表示することで注意を促し、二次災害を防止する。

第5-3 応急仮設住宅の需要把握

1. 需要の把握

財政調達班は、応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を相談窓口や指定避難所で受け付ける。

なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

2. 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の基準を原則とする。

- ◆住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者
- ◆自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者

第6-4 応急仮設住宅の入居者選定

1. 入居の該当者

入居の該当者については、第3「応急仮設住宅の需要把握」の入居の資格基準による。

2. 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望者の条件を十分調査し、災害対策本部会議において決定する。

要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

3. 応急仮設住宅の管理

財政調達班は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

※様式集 102 応急仮設住宅台帳

第7-5 空き家住宅の活用

財政調達班は、応急仮設住宅の設置に替えて、公営住宅、民間住宅の空き家を確保し、供給を行う。

1. 公営住宅の確保

公営住宅の確保は、被災者の世帯構成に応じて、多人数向け、少人数向け住宅を考慮する。

2. 民間住宅の確保

民間賃貸住宅の借り上げは、応急仮設住宅に準ずる内容で確保する。

3. 入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定は、第4「応急仮設住宅の入居者選定」を準用する。

第3-6 応急仮設住宅の建設

財政調達班は、応急仮設住宅を建設する場合は、県と十分に協議する。

1. 建設の実施責任者

市は、応急仮設住宅の建設に関する計画を策定し、実施する。災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、県知事が行うが、県知事により救助事務を行うこととされた場合又は県知事の実施を待つことができない場合は、市で行う。

この場合、応急仮設住宅の建設に替わる公営住宅、民間住宅の空き家の情報やその確保状況を考慮し、計画を策定する。

2. 建設の実施

応急仮設住宅は、「福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等」に示されている規模や仕様に基づき建設する。

※資料編 2-61 応急仮設住宅建設候補地一覧

第3-7 被災住宅の修理

1. 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ◆住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- ◆自らの資力では、住家の修理ができない者
- ◆修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者

2. 応急修理の内容

応急修理の内容は、災害救助法の規定により、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施するに留める。

~~3. 修理対象住宅の選定~~

~~財政調達班は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、住家の半壊・半焼した世帯数の3割以内を基準として修理対象住宅を選定する。~~

~~ただし、やむを得ないときは、周辺市町村と対象数を調整する。~~

3-4. 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、広報・報道班は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第12節 住宅対策

4-5. 応急対策物資の提供

財政調達班は、市民が応急対策として必要とする土嚢袋やブルーシートの供給を行う。

※様式集 103 住宅応急修理記録簿